３　契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　契約書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

５　契約書面に記載するに際し、第二項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）

第四十六条　法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

八　業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

（令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

第四十六条の二　第七条の三の規定は、令第十六条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

（法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者）

第四十六条の三　法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第四十六条の四　法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

［三～七　略］

第四十八条　法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び第四号の事項

第五十条　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。

３　書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

５　書面に記載するに際し、第二項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）

第四十六条　法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

［条を加える］

（法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者）

第四十六条の二　法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第四十六条の三　法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

［三～七　同上］

第四十八条　法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び同条第四号の事項

第五十条　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。